

# チャージ料金の精算方法と登録情報の削除について

日頃は、中学校選択制デリバリー弁当をご利用いただきありがとうございます。  
卒業されるにあたり、①チャージ料金の精算方法、②登録者情報の削除について、下記のとおりお知らせします。

## ①チャージ料金の精算方法

チャージしている食数は、3年生の弁当最終日である平成31年3月4日(月)までに、基本的には使  
い切ってください。どうしても使い切れなかった場合は、払い戻し手続きをしていただく必要があります。  
また、そのために必要な振込手数料は利用者の負担となりますのでご了承ください。

※ 同じIDで在校生の兄弟の登録がある場合については、チャージ残数を次年度に引き継ぎますので、  
払い戻し手続きはできません。

## 手 続 き

(1)「亀岡市中学校選択制デリバリー弁当 チャージ料金払戻依頼書」に必要事項をご記入いただき、  
ご提出ください。

亀岡市教育委員会で取りまとめて(株)亀岡給食センターに届けます。

提出先：詳徳中学校

提出期限：平成31年3月8日(金)

(2) (株)亀岡給食センターの口座(京都信用金庫)から、払戻依頼書にご記入の口座へ振り込みます。

※振込みの際、発生する振込手数料は利用者負担となり、振込手数料を差し引いた額を入金します。

なお、チャージ料金が1食分程度の場合は、振込手数料がチャージ料金を上回る場合があります。

この場合は、チャージ料金の払戻しはできませんので、平成31年3月4日(月)までに使い切  
っていただくことをお勧めします。

## ②登録情報の削除について

卒業に伴い、登録情報は3月中に削除させていただきます。ただし、同じIDで在校生の兄弟の登録が  
ある場合は、卒業される生徒情報のみ削除させていただきます。

※ 新年度に兄弟が入学される場合は、新たに登録IDを取得し、ご利用ください。

### ○弁当最終日以降について

3年生の弁当最終日は3月4日(月)です。3月4日中にシステムメンテナンスを実施し、それ以降は  
予約ができなくなります。

### ◆ 注 意 点 ◆

3月4日(月)から登録情報が削除されるまでの間もシステム上チャージできます。

誤ってチャージをしないようにしてください。

(同じIDで在校生の兄弟の登録がある場合は除きます)

### 【問合せ先】

亀岡市教育委員会学校教育課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地(庁舎4階)

TEL (0771)22-3131(代表) (0771)25-5053(直通) FAX (0771)23-3100

電子メール [gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp](mailto:gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp)